

# 第65回

GLOBERIDE

A Lifetime Sports Company

## 定時株主総会招集ご通知

2019年4月1日 — 2020年3月31日

開催  
日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催  
場所

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号  
当社本店大会議室（控室はございません）  
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

### （新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、開催日時点の感染状況やご自身の体調等を考慮の上、可能な限り当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止に必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	9
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	11
（添付書類）	
事業報告	12
連結計算書類等	28
監査報告書	34

グローブライド株式会社

証券コード：7990

株 主 各 位

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号

**グローブライド株式会社**

代表取締役社長 鈴木 一成

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態が続いております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、現在の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都東久留米市前沢3丁目14番16号 当社本店大会議室

3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- (1) 第65期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第65期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.globeride.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.globeride.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

【株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応】

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.globeride.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の機動性を更に向上させるため、2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ、各候補者が適任である旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 鈴木 一成	代表取締役社長
2	再任 藤掛 進	常務取締役フィッシング営業本部長 兼営業一部長兼CSR担当
3	再任 大竹 有司	常務取締役フィッシング営業本部副本部長 兼マーケティング一部長兼広報担当
4	再任 稻垣 隆	取締役ダイワ・コルモランGmbH代表取締役社長
5	再任 鈴江 浩康	取締役フィッシング生産本部副本部長 兼ロッド製造部長
6	再任 谷口 央樹	取締役経理部長兼経営企画室長
7	再任 黒澤 敬幸	取締役総務部長兼リスク管理、IR、お客様センター担当
8	新任 上竹 昭浩	執行役員フィッシング生産本部リール製造部長
9	再任 高橋 智隆	社外 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>すずき かず なり 鈴木 一成 (1961年12月3日生) 〔再任〕</p>	<p>1984年4月 当社入社 2006年4月 当社経営企画室長 2009年4月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2013年6月 当社執行役員フィッシング営業本部国内営業部長 2014年1月 当社執行役員スポーツ営業本部ゴルフ営業部長 2015年6月 当社取締役スポーツ営業本部長兼ゴルフ営業部長 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 営業部門や経営企画部門で要職を歴任し、代表取締役社長就任後はその豊富な経験と経営全般に亘る高度な見識を活かし、当社グループを牽引してまいりました。今後も経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督、グループ全体の統括が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	9,100株
2	<p>ふじ かけ すずむ 藤 掛 進 (1955年1月11日生) 〔再任〕</p>	<p>1977年4月 当社入社 2005年6月 当社フィッシング営業本部国内営業部長 2007年6月 当社執行役員フィッシング営業本部副本部長兼国内営業部長 2012年6月 当社上席執行役員フィッシング営業本部長 2013年6月 当社取締役フィッシング営業本部長兼コーポレートコミュニケーション担当 2015年6月 当社常務取締役フィッシング営業本部長 2017年6月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼CSR担当 2018年10月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼営業二部長兼CSR担当 2020年2月 当社常務取締役フィッシング営業本部長兼営業一部長兼CSR担当（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ダイワ（オーストラリア）Pty.リミテッド 取締役会長 ダイワ・コリアCo.,リミテッド 取締役会長 ダイワ・FT・エンタープライズ（台湾）Co.,リミテッド 取締役会長 ㈱ロジスポ 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の主要事業であるフィッシング事業に従事し、特に国内外の営業部門において強いリーダーシップを発揮して当社グループを牽引し、企業価値向上に尽くしてまいりました。今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	4,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">おお たけ ゆう し 大 竹 有 司 (1961年11月18日生) (再任)</p>	<p>1984年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社フィッシング営業本部マーケティング 部長 2013年 6 月 当社執行役員フィッシング営業本部マーケ ティング部長 2015年 6 月 当社取締役フィッシング営業本部マーケテ ィング部長兼コーポレートコミュニケーション 担当 2015年10月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長 兼マーケティング一部長兼コーポレートコ ミュニケーション担当 2018年 6 月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本 部長兼マーケティング一部長兼コーポレー トコミュニケーション担当 2019年 4 月 当社常務取締役フィッシング営業本部副本 部長兼マーケティング一部長兼広報担当(現 任)</p> <p>(重要な兼職の状況)            ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド 取締役            ダイワ・コーポレーション 取締役            ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役            ダイワ・フランスS.A.S. 取締役            ダイワ・イタリアS.r.l 取締役            ダイワ・コルモランGmbH 取締役</p>	4,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            長年に亘り当社のフィッシング事業の企画部門に深く携わり、グローバルなマーケティング部門の責            任者として、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督            の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いな がき たかし 稲 垣 隆 (1958年1月7日生) 〔再任〕	1981年4月 当社入社 2010年4月 当社フィッシング営業本部海外営業部長 2012年6月 当社執行役員フィッシング営業本部副本部長兼海外営業部長 2014年6月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長兼海外営業部長 2015年10月 当社取締役ダイワ・コーポレーション 代表取締役社長 2018年1月 当社取締役フィッシング営業本部副本部長兼営業二部長 2018年10月 当社取締役ダイワ・コルモランGmb H代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役会長 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役	3,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年に亘りフィッシング営業部門に属し、中でも米国及びドイツの販売子会社の社長を務めるなど、事業のグローバル化に貢献し、企業価値向上に尽力してまいりました。今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。			
5	すず え ひろ やす 鈴 江 浩 康 (1960年3月2日生) 〔再任〕	1984年4月 当社入社 2009年4月 当社フィッシング生産本部技術部長 2011年4月 当社フィッシング生産本部ロッド製造部長 2012年7月 ダイワセイコー(タイランド) Co.,リミテッド 代表取締役社長 2014年6月 当社執行役員ダイワセイコー(タイランド) Co.,リミテッド 代表取締役社長 2015年3月 当社執行役員フィッシング生産本部ロッド製造部長 2017年6月 当社取締役フィッシング生産本部ロッド製造部長 2019年6月 当社取締役フィッシング生産本部副本部長兼ロッド製造部長(現任) (重要な兼職の状況) 那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ゾンサン・ダイワ・スポーツンググッズ・リミテッド 取締役	2,600株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社のフィッシング生産本部でロッド製造事業に従事し、主に開発部門で釣り人に感動を与える釣竿づくりに尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	たに ぐち ひさ き 谷 口 央 樹 (1961年8月6日生) [再任]	1984年4月 当社入社 2007年5月 ダイワ・コーポレーション 取締役副社長 2012年4月 当社経理部長 2015年6月 当社執行役員経理部長 2018年1月 当社執行役員経理部長兼経営企画室長 2018年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長 (現任)	3,100株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の経理、財務、経営企画部門や海外子会社で培った深い専門知識と幅広い視野を持ち、企業価値向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	
7	くろ さわ たか ゆき 黒 澤 敬 幸 (1961年9月25日生) [再任]	1984年4月 当社入社 2015年10月 当社経営企画室長 2018年1月 当社総務部長 2018年6月 当社執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役総務部長兼リスク管理、I R、お客様センター担当 (現任)	1,700株
		(重要な兼職の状況) (株)デスコ 代表取締役社長 (株)フォーティーン 取締役	
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の総務、人事、経営企画部門や国内子会社と豊富な経験の中で培った幅広い知識と視野を持ち、企業価値向上に尽力してまいりました。その実績・能力・豊富な経験を活かし、今後も経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。			
8	うえ たけ あき ひろ 上 竹 昭 浩 (1960年3月17日生) [新任]	2017年8月 当社入社 2018年1月 当社フィッシング生産本部リール製造部長 2019年6月 当社執行役員フィッシング生産本部リール製造部長 (現任)	一株
		(重要な兼職の状況) ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド 取締役 トンガン・ダイワ・スポーツンググッズ・リミテッド 取締役	
<b>【取締役候補者とした理由】</b> リール製造部長として業務革新に精力的に取り組み着実な成果を上げるとともに、2019年からは執行役員として重要な業務執行に携わってまいりました。業界の枠を越えた幅広い経験と知識を活かし、経営の意思決定と監督の遂行が期待できることから、新たに取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
9	<p style="text-align: center;">たか はし とも たか 高橋 智隆 (1975年3月27日生) 〔再任・社外・独立役員〕</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 世界的に有名なロボットクリエイターとして設計、デザインに関する専門知識と経験を有しており、「釣具」と「ロボット」における「もの作り」についての助言等、新しい視点から当社の経営に関与されることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	<p>2003年4月 個人事務所「ロボ・ガレージ」創業 2009年3月 (株)ロボ・ガレージ 代表取締役社長(現任) 2010年1月 東京大学先端科学技術センター 特任准教授 2014年2月 内閣府経済財政諮問会議専門委員 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能ベクションスーパーバイザー ワールドジャパン戦略推進会議委員</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、高橋智隆氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 高橋智隆氏は当社社外取締役に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって5年間であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためまして、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	てら だ かず ひで 寺田和英 (1953年5月10日生) 〔再任〕	1977年4月 当社入社 2004年6月 当社総務部長 2005年5月 (株)デスコ 代表取締役社長 2005年6月 当社取締役総務部長 2013年6月 当社取締役総務部長兼経理、経営企画、リスク管理、IR担当 2017年4月 当社取締役総務、経理、経営企画、リスク管理、IR担当 2018年6月 当社取締役総務、リスク管理、IR担当 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	9,700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 総務・人事労務及びリスク管理と幅広い経験で培った知見と見識を有しており、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監査機能の実効性強化が期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			
2	むら まつ たか お 村松高男 (1953年10月1日生) 〔再任・社外・独立役員〕	1979年4月 東京国税局入局 2003年7月 渋谷税務署 副署長 2005年7月 東京国税局 査察部 統括国税査察官 2009年7月 大阪国税局 首席監察官 2010年7月 国税庁 首席監察官 2012年7月 名古屋国税局 総務部長 2013年6月 高松国税局 局長 2014年10月 税理士登録 村松税理士事務所(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) ベステラ(株) 社外監査役 セレンディップ・コンサルティング(株) 社外監査役 イオンモール(株) 社外監査役	900株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 国税庁幹部を歴任され、現在は税理士として、税務・会計の専門知識と経験を有しており、当社の業務執行の意思決定にあたり客観的・専門的立場から適切な提言が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">まつ い がん 松 井 巖 (1953年12月13日生) 〔再任・社外・独立役員〕</p>	<p>1980年4月 東京地方検察庁 検事 2006年4月 東京地方検察庁 刑事部長 2006年12月 最高検察庁 検事 2007年10月 大津地方検察庁 検事正 2012年6月 最高検察庁 刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁 検事正 2015年1月 福岡高等検察庁 検事長 2016年11月 弁護士登録（東京弁護士会所属）八重洲総合法律事務所所属（現任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オリエントコーポレーション 社外監査役 東鉄工業㈱ 社外監査役 長瀬産業㈱ 社外監査役 ㈱電通グループ 社外取締役</p>	600株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 長年検事を歴任され、現在は弁護士として、法律の専門知識と経験を有しており、当社の業務執行の意思決定にあたり客観的・専門的立場から適切な提言が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村松高男氏、松井巖氏は社外取締役候補者であります。  
また両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 村松高男氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって4年であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 松井巖氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、その期間は本総会終結の時をもって2年であります。なお、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 村松高男氏が社外監査役を兼務しております3社及び松井巖氏が社外監査役を兼務しております3社、社外取締役を兼務しております1社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
そみや しんじ 曾宮 伸治 (1944年1月10日生) 〔社外・独立役員〕	1972年2月 税理士登録 (現任) 1997年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 (監査等委員) (重要な兼職の状況) 八重洲税理士法人 社員税理士	11,700株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 曾宮伸治氏は補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 曾宮伸治氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士として税務・会計の高い専門知識と経験を有しているとともに、当社の社外監査役を19年、監査等委員である社外取締役を2年務めており、客観的立場から当社の業務執行の意思決定に適切な提言を期待されるものであります。  
4. 曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 当社は曾宮伸治氏が社外取締役に就任された場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(自2019年4月1日  
至2020年3月31日)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の減速と米中貿易摩擦の影響を受け足取りの重い状況が続きました。また年度終盤には新型コロナウイルス感染症の影響が急速に広まり、生産、販売面で大きな影響を受けております。一方海外においても、中国経済の減速、政治の混乱や保護主義的な政策等により、不安定な状況で推移しました。

こうした経済情勢の下、当社グループの属するスポーツ・レジャー用品等の業界は、消費マインドが低調に推移したことに加え、世界的な天候不順、更には新型コロナウイルス感染症により、依然厳しい市場環境が続いております。このような中、当社グループは、革新的な新製品開発や世界各地の市場に適合したグローバルマーケティングの推進に力を入れて取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は882億5千8百万円（前期比0.5%増）となりました。利益面におきましては、増収による粗利益の増加があったものの、物流費やシステム関連費用等が増加したことにより、営業利益は36億1千3百万円（前期比5.4%減）、経常利益は30億8千5百万円（前期比5.7%減）となりました。特別損益につきましては、前期に投資有価証券の売却益を計上しましたが、当期は、主力のフィッシング事業におけるグローバルな製品供給体制について、特定地域への集中リスクを従来以上に分散すると共に、更なる売上拡大に向けた生産体制の強化を図るため、現有生産設備等の一部についてスクラップ&ビルドを行うこととし、これに伴う減損損失を計上致しました。また、ラケット・スポーツ用品の小売事業を展開している当社の連結子会社であるウインザー商事株式会社につきましては、需要の縮小や営業自粛等の影響を受け、業績が悪化しており、現時点でこの状況が早期に改善される見通しがついておらず収益の回復が不透明であることから、当該会社の固定資産及びのれんを減損処理することといたしました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11億2千3百万円（前期比62.0%減）となりました。

事業別売上高の実績は次表のとおりであります。

(単位：百万円、%)

事業別	第 64 期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第 65 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	差引増減	前 期 比 増 減 率
フィッシング事業	76,827	78,031	1,204	1.6
ゴルフ事業	4,471	4,176	△294	△6.6
スポーツ事業	6,169	5,683	△485	△7.9
その他の事業	343	366	23	6.8
売上高総合計	87,811	88,258	447	0.5

主な事業の概況は次のとおりであります。

〔フィッシング事業〕

主力のフィッシング用品の販売は、革新的なダイワテクノロジーなどの新たな技術開発により、世界のフィッシング・ギアをリードすると共に、新しい釣り方を提案するなど、市場の創造にも積極的に取り組んでおります。国内においては、D.Y.F.C（ダイワヤングフィッシングクラブ）や釣りツアー、各種競技大会など、初心者から上級者、老若男女を問わず、気軽に楽しく参加いただける体感型アクティビティーを開催すると共に、お客様に喜んでいただける店舗作りなどを行い、支持基盤の強化と市場の活性化に精力的に取り組んでおります。一方海外においても、マーケティングの強化により地域に密着した製品の開発や販売体制の強化などを推進し、グローバルでの拡販に積極的に取り組んでまいりました。その結果、売上高は780億3千1百万円（前期比1.6%増）となりました。

〔ゴルフ事業〕

ゴルフ用品の販売は、「ONOFF」（オノフ）及び「FOURTEEN」（フォーティーン）を中心としたブランドの訴求と確かなモノづくり、そしてお客様一人ひとりに最適なクラブを提供するための品揃えとフィッティングサービス等の施策を積極的に展開してまいりましたが、厳しい市場環境が続き苦戦を強いられたことから、売上高は41億7千6百万円（前期比6.6%減）となりました。

〔スポーツ事業〕

スポーツ事業は、「Prince」（プリンス）ブランドのラケットスポーツ用品販売及び「Corrattec」（コラテック）・「FOCUS」（フォーカス）を中心としたサイクル用品の販売であります。市場の縮小が続いていることから、売上高は56億8千3百万円（前期比7.9%減）となりました。

〔その他の事業〕

その他の事業は、物流事業並びに当社グループの福利厚生サービス事業等ですが、売上高は3億6千6百万円（前期比6.8%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループは、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災など、厳しい経営環境下にあっても、縮小均衡の先には未来はないとの考えから、2012年度より、経営の軸足を守りから攻めに転じ、売上の拡大に鋭意努めてまいりました。

以来、8期連続の増収を果たす中、2019年度においても連結売上高・過去最高額を更新いたしました。しかしながら今、新型コロナウイルス感染症の拡大により、未曾有の厳しい経営環境に直面しております。

そのような中、当社グループは引き続き「攻めの経営」を堅持しつつも、緊急対応としての「守りの経営」に着手し、持続的に成長可能な事業基盤の構築と業績確保に努めてまいります。

なお、当社グループは、2018年5月に「新・中期計画2020（2018年度～2020年度）」を策定し、今2020年度を最終年度とする到達目標を定めておりました。しかしながら、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内外で業績の先行きが見通せない状況となっております。そのため一旦、現在掲げている到達目標を取り下げ、改めて将来を見据えた成長戦略や今後の世界情勢を踏まえ、計画の見直しを行ってまいります。

当社グループは、経営戦略の柱となる施策を以下のように設定しております。

### (1) グローブライドの原点

当社グループは、“Feel the earth”（地球を五感で楽しもう）をテーマに、地球を舞台に、スポーツを通じ、人生の豊かな時間を提供する、「ライフタイム・スポーツ・カンパニー」として、自然とスポーツを愛する世界中の人々に貢献してまいります。

## (2) 事業別戦略の概要

### 〔フィッシング事業〕

当社の主力事業であり、世界No.1の地位を有しております。

フィッシング・ブランドの「DAIWA」(ダイワ)は、「Feel Alive」最高の瞬間を感じていただくために、革新的な「ダイワ・テクノロジー」の開発・製品展開と、多様化高度化する釣り文化の創造・普及に努め、世界のフィッシング市場を牽引してまいります。

### 〔ゴルフ事業〕

確かな品質のもと、上質な大人のゴルフを提案する「ONOFF」(オノフ)、すべてのゴルファーにベストな14本を提案する「FOURTEEN」(フォーティーン)、こだわりのゴルファーを魅了する「RODDIO」(ロッドディオ)ブランドを中心に、洗練された独自の世界観のあるブランディングを推進し、ブランド価値の向上をめざします。

### 〔スポーツ事業〕

歴史の中で培った品位と、プレースタイルをも変える革新的テクノロジーで、オンコートからオフコートまでラケットスポーツ・ライフを提案する「Prince」(プリンス)、走る喜び・勝つ喜びを提案する「Corratec」(コラテック)、「FOCUS」(フォーカス)ブランドを中心に展開するサイクルスポーツ等、各ブランディングの最適化と日本市場に適合した商品・サービスの開発に取り組み、ブランド価値の向上をめざします。

## (3) 重点方策

- ① 市場優位性のある製品提供力の追求  
市場の要請に的確に対応できる事業体制を構築し、魅力溢れる新製品開発の促進、認知度・信頼度・満足度の更なる向上、そしてブランド訴求の一層の強化を図ります。
- ② 国内市場の活性化と健全化  
魅力溢れるリテール開発やアフターサービスの拡充、物流機能の革新、そして活動フィールドの保全や次代を担うユーザーの育成などに注力し、国内の事業基盤の強化を図ります。
- ③ 海外市場の攻略  
生販一体化を加速させ、グローバル・マーケティングの強化を図ると共に、世界4ブロック戦略を推進し、市場特性に適合した事業体制を構築します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に関する緊急対応  
情報の収集と共有化を図ると共に、健康と安全への配慮及び事業運営における対応策を立案し、実行に移します。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日) (百万円)	第 63 期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日) (百万円)	第 64 期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) (百万円)	第 65 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) (百万円)
売 上 高	79,142	85,785	87,811	88,258
経 常 利 益	2,447	3,598	3,272	3,085
親会社株主に帰属する当期純利益	2,184	2,497	2,959	1,123
総 資 産	69,587	74,678	74,344	77,970
純 資 産	19,441	23,119	23,265	23,023
1株当たり当期純利益	190円08銭	217円36銭	257円63銭	97円79銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

### 4. 設備投資等及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は34億4千2百万円で、その主なものは、新製品生産用の金型及び生産用機械装置等の取得であります。
- (2) 当連結会計年度の設備投資所要資金は、銀行借入金及び自己資金により賄いました。

### 5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

### 7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

### 8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

## 9. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な親会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(国内) 株式会社ワールドスポーツ	48百万円	100%	釣用品の販売
ウインザー商事株式会社	48百万円	100%	ラケットスポーツ用品の販売
(海外) ダイワ・コーポレーション	17,633千 米ドル	100%	釣用品の販売
ダイワ・スポーツ・リミテッド	3,000千 英ポンド	100%	釣用品の製造販売
ダイワセイコー (タイランド) Co., リミテッド	100,000千 タイバート	100%	釣用品の製造販売
ダイワ・ベトナム・リミテッド	45,000千 米ドル	100%	釣用品の製造販売

(注) 上記の重要な子会社6社を含めて、連結の範囲に含めた連結子会社は合計26社であります。

### (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

## 10. 主要な事業の内容

当社グループは、釣用品、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクルスポーツ用品等を製造販売するスポーツ用品関連事業を柱として、福利厚生サービス等その他の事業を展開しております。

## 11. 事業所

当社本社	東京都東久留米市
国内販売拠点	当社 全国3営業所、(株)ワールドスポーツ (東京都)、ウインザー商事(株) (神奈川県)、(株)フォーティーン (群馬県)
海外販売拠点	ダイワ・コーポレーション (アメリカ)、ダイワ・スポーツ・リミテッド (イギリス、製造を兼ねる)、ダイワ・フランスS.A.S. (フランス)、ダイワ・コルモラン GmbH (ドイツ)、ダイワ・イタリアS.r.l (イタリア)、ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド (オーストラリア)、ダイワ・コリア Co.,リミテッド (韓国)、ダイワ・スポーツ (広州) リミテッド (中国)、ダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド (中国香港)、ダイワ・FT・エンタープライズ (台湾) Co.,リミテッド (台湾)、シンガポール・ダイワPTE.リミテッド (シンガポール)、ダイワ・スポーツ (M) SDN.BHD. (マレーシア)、ダイワ・キャスティング (広州) トレーディングCo.,リミテッド (中国)、《000》ダイワ・ロシア (ロシア)
国内生産拠点	当社 東京工場 (東京都)、那須ダイワ(株) (栃木県)
海外生産拠点	ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド (タイ、販売を兼ねる)、ゾンサン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド (中国)、トンガン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド (中国)、ダイワ・ベトナム・リミテッド (ベトナム)
その他	(株)スポーツライフプラネット (東京都)、(株)ロジスポ (東京都)、(株)デスコ (東京都)

## 12. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
6,308 (名)	101名増

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員1,204名) を含んでおりません。

### (2) 連結計算書類作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
804 (名)	70名増	42.8 (才)	14.8 (年)

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 (期末人員346名) を含んでおりません。

### 13. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 等 残 高
	(百万円)
(株) 三 井 住 友 銀 行	8,478
(株) み ず ほ 銀 行	8,270
(株) り そ な 銀 行	3,015
み ず ほ 信 託 銀 行 (株)	1,719

### 14. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

### 1. 発行済株式総数 (普通株式)

12,000,000株

(自己株式515,185株を含む)

### 2. 単 元 株 式 数

100株

### 3. 株 主 数

10,643名 (前期末比1,425名増)

### 4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	729	6.34
丸 紅 (株)	579	5.04
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	571	4.97
(株) 三 井 住 友 銀 行	562	4.89
住 友 生 命 保 険 (相)	457	3.98
グ ロ ー ブ ラ イ ド 取 引 先 持 株 会	448	3.90
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	414	3.60
グ ロ ー ブ ラ イ ド 従 業 員 持 株 会	295	2.57
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	231	2.01
日 本 生 命 保 険 (相)	222	1.93

(注) 1. 当社は自己株式515千株を所有しており、上記大株主から除外しております。

2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	岸 明彦		
代表取締役社長	鈴木 一成		
常 務 取 締 役	白井 徹夫	フィッシング生産本部長 兼品質、法務知財担当	
常 務 取 締 役	藤掛 進	フィッシング営業本部長 兼営業一部長兼CSR担 当	ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッ ド 取締役会長 ダイワ・コリアCo.,リミテッド 取締役 会長 ダイワ・FT・エンタープライズ (タイウ ン) Co.,リミテッド 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役
常 務 取 締 役	大竹 有司	フィッシング営業本部副 本部長兼マーケティング 一部長兼広報担当	ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッ ド 取締役 ダイワ・コーポレーション 取締役 ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役 ダイワ・コルモランGmbH 取締役
取 締 役	金子 京市	フィッシング生産本部副 本部長	(株)ワールドスポーツ 取締役 アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッ ド 取締役
取 締 役	稲垣 隆	ダイワ・コルモラン GmbH代表取締役社長	ダイワ・スポーツ・リミテッド 取締役 会長 ダイワ・フランスS.A.S. 取締役 ダイワ・イタリアS.r.l 取締役
取 締 役	鈴江 浩康	フィッシング生産本部副 本部長兼ロッド製造部長	那須ダイワ(株) 取締役会長 (株)ロジスポ 取締役 ゾンサン・ダイワ・スポーツンググッ ズ・リミテッド 取締役
取 締 役	谷口 央樹	経理部長兼経営企画室長	
取 締 役	黒澤 敬幸	総務部長兼リスク管理、 I R、お客様センター担 当	(株)デスコ 代表取締役社長 (株)フォーティーン 取締役

地 位	氏 名	担当または主な職業	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	高橋 智隆		(株)ロボ・ガレージ 代表取締役社長 大阪電気通信大学総合情報学部情報学科 客員教授 総務省異能バージョンスーパーバイザー フールジャパン戦略推進会議委員
取締役 (常勤監査等委員)	寺田 和英		
取締役 (監査等委員)	村松 高男	税理士	ベステラ(株) 社外監査役 セレンディップ・コンサルティング(株) 社外監査役 イオンモール(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	松井 巖	弁護士	(株)オリエントコーポレーション 社外監 査役 東鉄工業(株) 社外監査役 長瀬産業(株) 社外監査役 (株)電通グループ 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、高橋智隆、村松高男及び松井巖の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等に出席し、取締役 (監査等委員を除く) から情報を収集するとともに、内部統制グループとの連携を密接に図ることを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員として取締役寺田和英氏を選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 村松高男氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 松井巖氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当期中の会社役員の異動  
2019年6月27日開催の第64回定時株主総会において、黒澤敬幸氏が取締役に、寺田和英氏が取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。  
2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 山下正作氏は辞任により退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役高橋智隆、村松高男及び松井巖の3氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

### 3. 取締役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	12名	207百万円
取締役（監査等委員）	4名	29百万円
合計 （社外取締役）	16名 （3名）	236百万円 （24百万円）

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）年額250百万円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）、取締役（監査等委員）年額50百万円であります。
2. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）を6名に対し82百万円支給しております。
3. 上記報酬等の額には2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した2名の支給額が含まれています。
4. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）11名、取締役（監査等委員）3名です。

### 4. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役高橋智隆氏は、(株)ロボ・ガレージの代表取締役社長、大阪電気通信大学総合情報学部情報学科の客員教授を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）村松高男氏は、ベステラ(株)、セレンディップ・コンサルティング(株)及びイオンモール(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松井巖氏は、(株)オリエントコーポレーション、東鉄工業(株)及び長瀬産業(株)の社外監査役、(株)電通グループの社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
社外取締役	高橋 智隆	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、設計・デザインに関する専門知識とマーケティングの見識から、必要に応じて発言を行っているとともに、「もの作り」に関する助言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	村松 高男	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、必要に応じて税理士として専門的立場から発言を行っております。
	松井 巖	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち11回に出席し、必要に応じて弁護士として専門的立場から発言を行っております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算書類の監査

当社の重要な子会社（「I.企業集団の現況に関する事項」の「9.（2）重要な子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	6百万円
合計	57百万円

#### ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容は、新収益認識基準の適用に係る助言・指導業務です。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監督計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議しております。

その内容は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び取締役会規程等に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会規程、社内規則に従い職務を執行する。
- ③ 取締役は、法令、定款、取締役会規程及び業務分掌規程等に従い、忠実に業務を遂行する。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査等基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、業績及び財務状況の報告の適正性を確保するための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する体制の構築を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る重要な情報及び文書の取り扱いについては、文書管理規程等社内標準に従い、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- ② 法令または証券取引所適時開示規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役がリスク管理の統括責任者となり、管理部門担当取締役をリスク管理推進責任者に任命するとともに、定期的に当社及び子会社よりリスク管理に係る報告を受け、重要事項について意思決定する体制を構築する。
- ② 当社及び子会社は、自社における業務執行に係るリスク管理を行う体制を整備する。また、必要に応じて規程、マニュアル等を整備するとともに、適時教育・啓蒙を行う。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、中期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令において定められている事項等の経営に係る重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を毎月開催する「経営会議」の場で確認する。
  - ② 取締役会（原則月1回開催）において、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務執行状況を確認する。
- (5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① CSR（企業の社会的責任）活動を統括するCSR委員会にコンプライアンスに係る統括機能を持たせ、役職員が、当社グループ全体に法令、その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるよう推進を図る。
  - ② 万一、コンプライアンス違反に関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社の役員が出席する関係会社経営検討会を定期的を開催し、各子会社から事業報告をさせるとともに、当社グループ全体の経営に関わる協議を行う。
  - ② 子会社には、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
  - ③ 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的機能につき子会社または当該関係部門の要請に基づいて支援を行う。
  - ④ 内部監査部署は、代表取締役社長の指示により当社及び子会社に対して会計監査または業務監査を行い、取締役会、監査等委員会、総務部・経理部等の関係部門の関係者に報告する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の人事事項に関しては監査等委員会と取締役で協議するものとする。
  - ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
  - ② 当社監査等委員会は、毎年度末に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し業務遂行状況に関する確認書の提出を求める。
  - ③ 当社監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社及び子会社は当社監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要となる費用等については、全額会社が負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部署及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。
  - ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が、監査の重要性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
  - ③ 監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人と定期的に会合をもつなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査の実効性確保を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しております。当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりです。

- ① 取締役会を12回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施しております。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、取締役会における経営の透明性、客観性、適法性、妥当性を監査しております。
- ③ 監査等委員会による代表取締役及び取締役の監査・監督及び各部門の業務監査を定期的に行いました。また、内部統制グループによる各部門、及び子会社の監査を実施しております。
- ④ 独立社外取締役だけで構成されている独立社外取締役会を設置し、3回開催しております。その中で、取締役の指名・報酬等特に重要な事項に関して、適切な関与・助言を得ております。
- ⑤ CSR委員会コンプライアンス分科会を毎月開催し、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施しております。
- ⑥ リスク管理委員会を2回開催し、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有、管理について徹底しております。

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、安定した配当の継続を基本とし、当該連結業績及び将来の業績見通し等を勘案して利益配分を行うこととしており、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大を図るための設備投資・投融資・研究開発費等に有効活用することを方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、2020年5月13日開催の取締役会の決議により、1株あたり35円とさせていただきます。これにより、当事業年度における1株あたりの配当金は、中間配当金の1株あたり30円と合わせまして、65円（前事業年度から5円の増配）となっております。

(備考)

本事業報告中の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>51,447</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,161</b>
現金及び預金	5,006	支払手形及び買掛金	5,218
受取手形及び売掛金	13,306	電子記録債権	6,920
電子記録債権	352	短期借入金	18,784
商品及び製品	22,940	未払金	2,779
仕掛品	3,379	未払法人税等	307
原材料及び貯蔵品	3,326	売上割戻引当金	120
その他	3,366	返品調整引当金	191
貸倒引当金	△230	ポイント引当金	552
<b>固定資産</b>	<b>26,522</b>	賞与引当金	693
<b>有形固定資産</b>	<b>16,129</b>	役員賞与引当金	13
建物及び構築物	4,528	その他の	1,578
機械装置及び運搬具	4,062	<b>固定負債</b>	<b>17,785</b>
土地	4,526	長期借入金	10,509
建設仮勘定	835	再評価に係る繰延税金負債	889
その他	2,176	退職給付に係る負債	5,706
<b>無形固定資産</b>	<b>1,401</b>	その他の	679
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,991</b>	<b>負債合計</b>	<b>54,947</b>
投資有価証券	4,516	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	2,192	<b>株主資本</b>	<b>21,055</b>
退職給付に係る資産	17	資本金	4,184
その他	2,326	資本剰余金	0
貸倒引当金	△62	利益剰余金	17,747
		自己株式	△876
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,827</b>
		その他有価証券評価差額金	1,735
		繰延ヘッジ損益	21
		土地再評価差額金	1,977
		為替換算調整勘定	△1,982
		退職給付に係る調整累計額	74
		<b>非支配株主持分</b>	<b>139</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>23,023</b>
<b>資産合計</b>	<b>77,970</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>77,970</b>

## 連結損益計算書

(自2019年4月1日)  
(至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		88,258
売上原価		56,090
売上総利益		32,168
販売費及び一般管理費		28,555
営業利益		3,613
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	81	
その他	422	537
営業外費用		
支払利息	365	
売上割引	475	
為替差損	63	
その他	160	1,065
<b>経常利益</b>		<b>3,085</b>
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
減損損失	692	
その他	40	733
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,362</b>
法人税、住民税及び事業税	948	
法人税等調整額	292	1,241
<b>当期純利益</b>		<b>1,121</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		△1
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,123</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日  
至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	4,184	0	17,313	△872	20,625
当期変動額					
剰余金の配当			△689		△689
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,123		1,123
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	433	△3	430
当 期 末 残 高	4,184	0	17,747	△876	21,055

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,302	9	1,977	△1,762	△28	2,499	140	23,265
当期変動額								
剰余金の配当								△689
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,123
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△566	11	-	△219	102	△671	△1	△672
当期変動額合計	△566	11	-	△219	102	△671	△1	△242
当 期 末 残 高	1,735	21	1,977	△1,982	74	1,827	139	23,023

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,489</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,896</b>
現金及び預金	1,192	支払手形	1,011
受取手形	293	電子記録債権	6,098
電子記録債権	1,075	買掛金	2,500
売掛金	9,368	短期借入金	9,836
商品及び製品	5,917	未払金	2,273
仕掛品	1,967	未払法人税等	27
原材料及び貯蔵品	1,237	売上割戻引当金	14
短期貸付金	288	返品調整引当金	191
未収入金	1,879	賞与引当金	504
その他の金	282	役員賞与引当金	13
貸倒引当金	△12	その他の負債	424
<b>固定資産</b>	<b>33,890</b>	<b>固定負債</b>	<b>16,545</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,149</b>	長期借入金	10,330
建物	1,759	再評価に係る繰延税金負債	889
構築物	63	退職給付引当金	4,862
機械及び装置	1,613	その他の負債	463
工具、器具及び備品	1,007	<b>負債合計</b>	<b>39,441</b>
土地	4,208	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	321	<b>株主資本</b>	<b>14,202</b>
その他の	174	資本金	4,184
<b>無形固定資産</b>	<b>789</b>	資本剰余金	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,951</b>	その他資本剰余金	0
投資有価証券	4,424	<b>利益剰余金</b>	<b>10,894</b>
関係会社株式	12,963	利益準備金	637
関係会社出資金	4,947	その他利益剰余金	10,257
長期貸付金	27	繰越利益剰余金	10,257
繰延税金資産	1,189	<b>自己株式</b>	<b>△876</b>
その他の金	453	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,735</b>
貸倒引当金	△55	その他有価証券評価差額金	1,736
		繰延ヘッジ損益	21
		土地再評価差額金	1,977
<b>資産合計</b>	<b>57,380</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,938</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>57,380</b>

## 損益計算書

(自2019年4月1日  
至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		43,150
売上原価		30,617
売上総利益		12,533
販売費及び一般管理費		12,507
営業利益		26
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	568	
為替差益	9	
その他	637	1,229
営業外費用		
支払利息	131	
売上割引	2	
その他	155	289
経常利益		965
特別利益		1
特別損失		
投資有価証券評価損	33	
その他	2	36
税引前当期純利益		930
法人税、住民税及び事業税	185	
法人税等調整額	45	231
当期純利益		699

## 株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日  
至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	4,184	0	568	10,315	10,884	△872	14,195
当期変動額							
剰余金の配当			68	△758	△689		△689
当期純利益				699	699		699
自己株式の取得						△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	68	△58	10	△3	7
当 期 末 残 高	4,184	0	637	10,257	10,894	△876	14,202

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,299	9	1,977	4,287	18,483
当期変動額					
剰余金の配当					△689
当期純利益					699
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△563	11	-	△552	△552
当期変動額合計	△563	11	-	△552	△544
当 期 末 残 高	1,736	21	1,977	3,735	17,938

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

グローブライド株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローブライド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローブライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えている合理的と考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

グローブライド株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローブライド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、社内の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

グローブライド株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 寺田和英 ㊟

監査等委員 村松高男 ㊟

監査等委員 松井巖 ㊟

(注) 監査等委員村松高男及び松井巖は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

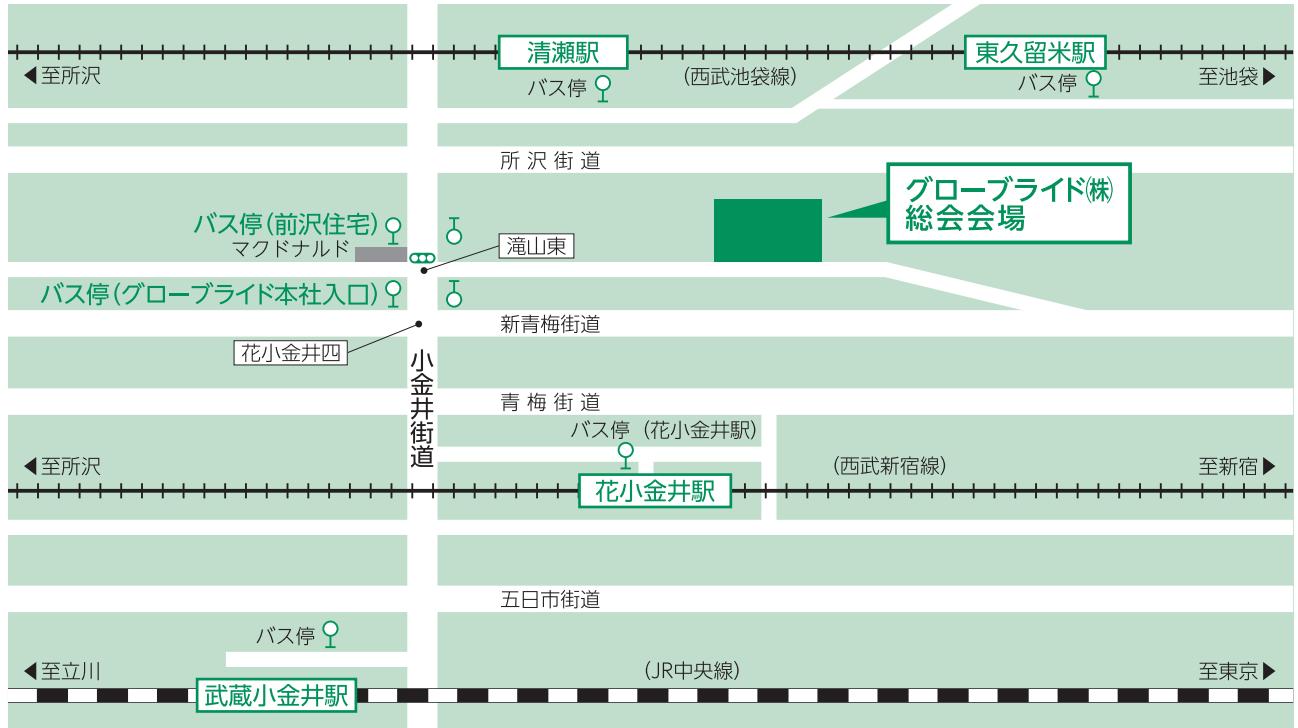


# 第65回定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都東久留米市前沢3丁目14番16号  
 当社本店大会議室  
 TEL.042-475-2101



下車駅	バス	徒歩
● JR中央線 武蔵小金井駅	西武バス (清瀬駅南口行・東久留米駅西口行)	グローブライド本社入口または前沢住宅下車徒歩10分
	西武バス (滝山営業所行・久留米西団地行)	グローブライド本社入口下車徒歩10分
● 西武新宿線 花小金井駅	西武バス (武蔵小金井駅行)	前沢住宅またはグローブライド本社入口下車徒歩10分
	西武バス (滝山営業所行)	前沢住宅下車徒歩10分
● 西武池袋線 清瀬駅	西武バス (清瀬駅南口行・東久留米駅西口行)	グローブライド本社入口または前沢住宅下車徒歩10分
	西武バス (滝山営業所行・久留米西団地行)	グローブライド本社入口下車徒歩10分
● 西武池袋線 東久留米駅	西武バス (武蔵小金井駅行)	前沢住宅またはグローブライド本社入口下車徒歩10分
	西武バス (滝山営業所行)	前沢住宅下車徒歩10分

※駐車場に限りがありますので、公共機関をご利用してのご来場をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォントを  
 採用しています。

